

真宗における死生観の検討

河 村 謙

一 はじめに

死別に伴う在宅高齢者に対するスピリチュアルケアの重要性が示されている。⁽¹⁾その中で、信楽峻磨が、「親鸞が臨終の善惡の沙汰を否定して、ひとえに平生におけるまことの宗教的な生をうるという仏道、日常における死に対する自立、まことの人生の確立を主張していることの意味は重要である。」と述べている視点は、真宗の視点からスピリチュアルケアを検討することが有意義であることを示していると考えられる。そこで、在宅高齢者の死生観に沿ったスピリチュアルケアの方を検討するため、六十歳以上の在宅高齢者十名を対象に、半構造化面接を行い、死別に伴う死生観を尋ねた。結果、いくつかの死生観が示されたが、本稿では親鸞の自然法爾の思想から、「死をありのままに受容する」という死生観に着目した。

自然法爾の思想を伝える消息である『末灯鈔』第五通では、

真宗における死生観の検討（河村）⁽⁴⁾

二 再会

対象者Aは、淨土があり、亡き人とは淨土において再び出
会える、ということを発言していた。その考え方が死別の悲
歎軽減につながつたと考えられる。

親鸞は、有阿弥陀仏への返書である『末灯鈔』第十二通で、
この身は、いまは、としきはまりてさぶらへば、さだめてさきだ
ちて往生し候はんすれば、淨土にてかららずからずまちまいら
せさふらふべし。（『定本親鸞聖人全集三』八八頁）

と述べ、親鸞が先に往生しても淨土において必ず有阿弥陀仏
と出会うということを示している。また、『拾遺真蹟御消息』
第二通においても同様に、先日亡くなつた覚念坊は先年亡く
なつた覚信坊と淨土で必ず出会つてゐる、ということと、書
簡を送つた相手の入道に対し、先立つであろう親鸞が淨土で
待つてゐるということを示している。すなわち、親鸞は自身
をはじめ、信心を得た人たちは亡くなつても淨土で再会する
ことができる、と考えていたことが示されている。

ところで、『末灯鈔』第十二通では行信不離が示されてい
るが、その後に、「詮するところ、名号をとなふといふとも、
他力本願を信ぜざらんは辺地にむまるべし。本願他力をふか
く信ぜんともがらは、なにごとにかは辺地の往生にて候べ
き。」（『定本親鸞聖人全集三』八八頁）とあることから、仲野良

俊は、親鸞は最後には信心を要としていると解釈している。
また、『拾遺真蹟御消息』第二通では、「かくねんばうのおほ
せられて候うよう、すこしも愚老にかはらずおはしまし候へ
ば、（中略）入道殿の御こころも、すこしもかわらせ給はず
候へば」（『定本親鸞聖人全集三』二三頁）とあることから、覺
信坊、覚念坊、入道が親鸞と同じ信心であることを重要視し
ていて。従つて、親鸞が淨土で再会できると考える背景とし
て信心の重要性が考えられる。その信心は『末灯鈔』第十二
通にあるように、本願他力に対する信心である。本願他力と
は、「弥陀の本願とまふすは、名号をとなへんものをば極楽
へむかへんとちかはせたまひたる」（『定本親鸞聖人全集三』
八八頁）とあることより、名号を称える者は淨土に往生する
という願である。ここは行信を問題としているため、信に焦
点を当てるならば、淨土に往生する、の部分が重要であると
考えられる。親鸞は『大無量寿経』の第十八願の成就文を依
り処として、信心を得たその時に、すなわち現生において正
定聚に住すると解釈している。正定聚に関して、『大無量寿
經』の第十一願から、正定聚に住すれば必ず眞実報土、すな
わち淨土に往生すると解釈している。つまり、弥陀は、現生
のうちに淨土に往生することを誓つていて、そのことを親鸞
は信じているから、亡き人たちが往生していると確信してい
るのである。

この考え方対象者Aと重なる。従つて、対象者Aのよう死生觀を良しとしている人に対しては、このような親鸞の思想を示すことが、真宗の関わり方の一つとして考えられる。

三 懈愧

対象者Bは、故人に對してもつと何かできたという自責の念を示していた。これについて、懈愧の視点から検討する。

懈愧とは、「信卷」で『涅槃經』から阿闍世の物語を引用している部分に、自分からすんで罪を作らないこと、内心に自らの罪を恥じること、人に対して恥じること（懈）と、人に罪を作らせないように教えること、人に自らの恥を告白すること、天に対して恥じること（愧）であると示されている。従つて、対象者Bの自責の念は、後悔による罪の意識の視点から懈愧としてとらえることができると考えられる。

ところで、ここでの耆婆の発言は、阿闍世の罪の告白に対してなされたもので、その告白の内容は五逆罪を犯したことと、それにより地獄に墮ちるという恐怖である。つまり、懈愧の内容みると、対象者Bは自責の念であるのに對し、阿闍世は地獄に墮ちる恐怖である。しかし、定方晟は、

現代人の苦悩は、たとえ地獄がなくても、現にたえずかれらを襲う罪の意識である。この意味の恐れが阿闍世にあつたろうか。それは間違いなくあつたと思われる。なぜなら、かれの問い合わせに対す

るブッダの答えは、明らかに罪の意識の解決を主要テーマとしているからである。⁽⁵⁾

と述べているように、釈尊の答えが罪の意識に焦点を当てていることから、阿闍世の懈愧は現代人と同じようにたえず襲う罪の意識であるとしている。この視点からみれば、対象者Bと阿闍世の懈愧は質的に同じととらえることができる。

阿闍世の懈愧に對し、耆婆は、罪を犯してしまったが、それを対して懈愧の念が生じることが人として大事であると発言している。つまり、懈愧の念を持つたとしても、それこそが人間として大事であり、その懈愧を否定するものではないことが示されている。しかし、鍋島直樹が、「親鸞は、「懈愧すれば滅罪する」という『涅槃經』の文を信卷にほとんど引用していない。懈愧は滅罪を目的とした行為でもなければ、救われるための条件ではない。滅罪という見返りを求めて、懈愧するのでは決してないのである。」と指摘しているように、⁽⁶⁾滅罪を目的とする懈愧は罪の救いとはならず、あくまで自然に生じる懈愧が重要であり、懈愧したとしても、それは人間として当然である、と懈愧の受容が示されているのである。

この後、釈尊は阿闍世に説法を行うが、懈愧の視点から、大王、たとえば涅槃は非有・非無にしてまたこれ有なるがごとし。殺もまたかくのごとし。非有・非無にしてまたこれ有なりといえども、懈愧の人はすなわちすなわち非有とす。無懈愧の人はすな

真宗における死生観の検討（河村）

わち非無とす。（『定本親鸞聖人全集』一七三頁）

四 おわりに

の部分に着目する。ここに有、非有、非無の対象に關しての解釈は様々だが、本稿では慙愧の視点から心に焦点を当てているため、鍋島直樹の、「心の底から罪を詫びて慙愧している人には、もはや殺害の心は存在しない（非有）。しかし、自分が殺害を犯していながら、その罪をまったく認めず、他人のせいにしている人は、殺害の心が依然としてあり（非無）、罪の果報もこの人こそが受けるのである。」という解釈に従い、対象を殺害の心とする。さらにいえば、先に述べたように現代人の視点にまで広げると罪の意識が対象となる。すなわち、罪に対して事実と異なる見方をすることによって罪の心は生じるのである。阿闍世は事実を見つめて慙愧の念を抱き、罪の心を自覚し、月愛三昧によつて如来に攝取されて救われていったのである。

以上のように、在宅高齢者の死生観を踏まえて検討した真宗における関わり方は、対象者の死生観に沿つた、真宗の立場からのスピリチュアルケアの一つとして考えられる。

1 竹田恵子・太湯好子「日本人高齢者のスピリチュアリティ概念構造の検討」、『川崎医療福祉学会誌』一六号、二〇〇六、五三—六六頁。
 2 信楽峻磨「仏教におけるホスピス・ケアの問題——とくに浄土教における看死の思想をめぐって——」、「援助的人間関係」一九八八、一五七—一九三頁。
 3 田代俊孝「仏教とビハーラ運動」、法藏館、一九九九。

4 仲野良俊『未灯鈔に聞く』、真宗大谷派名古屋別院、一九八〇。
 5 定方晟『阿闍世の救い——仏教における罪と救済』、人文書院、一九八四。
 6 鍋島直樹「阿闍世の救いの過程」、「真宗研究」、五一号、二〇〇七、九三一一七頁。
 7 鍋島直樹「阿闍世の救いの過程」、「真宗研究」、五一号、二〇〇七、九三一—一七頁。

8 鍋島直樹「アジャセ王の救いの物語——月愛の意義——」、「心の病と宗教性——深い傾聴——」、法藏館、二〇〇八、二四四—二六三頁。

従つて、真宗において、死別を通して故人に対する自責の念を持つ人に対する関わり方の一つの指針として、その自責の念を否定せず受け入れ、そこから罪の心に縛られないことを説くことが考えられる。そしてそこから、鍋島直樹が、「罪を引き受けつつ、過去のすべてに縛られず、惡の心から自由になる未来を切り開いていってほしい。そのことをブッダは伝えたかったのである。」⁽⁸⁾と示したように、罪の心に縛られずに前に進むことを勧めることが重要であると考えられる。

（キーワード） 真宗、死生観、死別、慙愧

（同朋大学大学院）